

緑の募金（CO₂吸収を促進する森林整備への支援）Q & A

○ 企業・団体にとってどのようなメリットがあるのですか

森林は水源涵養や災害防止、CO₂吸収などの大切な機能を持っています。緑の募金を通じて森林整備に参加していただきCO₂吸収量認証を受けることで、具体的な成果を示して気候変動対策等の取組をPRしていただけます。

また、SDGsの環境分野での取組みとして、CO₂排出量削減目標を掲げている企業では、認証されたCO₂吸収量をCO₂排出量のオフセットに活用していただけます。

なお、活用にあたっては「埼玉県森林CO₂吸収・貯蔵量認証制度実施要領」を御確認下さい。

※ 「埼玉県森林CO₂吸収・貯蔵量認証制度実施要領（抜粋）」

（認証書の利用）

第7条 企業等は、認証書及び認証書に記載された内容を社会貢献活動の実績として広報活動等に用いることができる。

2 吸収量認証においては、埼玉県地球温暖化対策計画に利用することができる。

3 認証書は埼玉県が独自の方法により評価・認証するものであり、他の制度とは関わりがない。

4 認証書を第三者に販売または、譲渡することはできない。

○ 森林整備はSDGsのどの目標の達成に役立つのですか

気候変動への対策（目標13）のほか、安全な水の確保（目標6）、災害の防止（目標11）、持続可能な森林の経営（目標15）等に資するものです。

○ 一口5万円とありますが、もっと少額の募金で認証を受けられませんか

一口あたりで認証できるCO₂吸収量を勘案して募金額を決定しました。

5万円未満の募金の場合にはCO₂吸収量の認証は受けられませんが一般の緑の募金に御協力くださるようお願いいたします。

○ 募金から控除される5%の事務費は何に使われるのですか

当委員会と御協力いただいた企業や森林整備を実施する埼玉県農林公社、CO₂吸収量を認証する県との連絡調整や認証申請手続きなどの経費として設定させていただきました。具体的には人件費や通信費、消耗品、手数料などに使わせていただきます。

○ 吸収量の目安の1から3CO₂トンとはどれくらいの量なのか

人一人あたりの呼吸による年間CO₂排出量を320kgとすると、およそ3人から9人分の排出量に相当します。

○ 募金した企業・団体により認証される吸収量に差が生じることはありませんか

当年度の募金は8月末に締め切り後に事務費を控除し、一括して埼玉県農林公社に助成して森林整備に充当されます。算定された森林整備による吸収量は募金協力者の募金口数で按分して認証されるので、同一年度での差は生じません。

ただし、埼玉県農林公社で選定する森林整備の場所や内容は年度ごとに異なるため、年度が違えば募金一口あたりの吸収量に差が生じます。

○ 募金する時点で認証される吸収量がわかりませんか

募金期間が終了後、寄付金を助成された埼玉県農林公社が対象とする森林整備を選定します。吸収量は3月末をめぐり埼玉県から交付される「認証書」で確認をお願いします。

○ 同じ募金額で年度により吸収量が変わるのはおかしいのではないかと

整備の対象とする森林は、当年度に整備が必要な森林として埼玉県農林公社に選定をお任せしています。必要な森林整備を実施した結果で算定されるCO₂吸収量であり、御理解くださいますようお願いいたします。

○ 認証の効力が5年間とはどういうことですか

募金による森林整備の効果（CO₂を吸収する機能）が5年間は見込めるとして設定されています。認証されたCO₂吸収量は1年間の吸収量なので、認証された吸収量が5年間にわたって毎年認められるということです。

○ 一般の緑の募金も行う必要がありますか

使途限定募金のみのお申込みでかまいません。一般の緑の募金については、御協力いただくことが可能でしたら使途限定募金と併せて御協力をお願いします。なお、一般の緑の募金については緑の募金運動実施要領で趣旨、目的等を定めております。